

平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設（以下「私立幼稚園等」とする。）に在籍する幼児の保護者に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 私立の幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。

ただし、子ども・子育て支援法第31条に規定される特定教育施設の確認を受けた幼稚園を除く。

(2) 幼稚園類似の幼児施設

東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）に基づき、都知事が認定した施設をいう。

(3) 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設

幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設以外の幼児教育を目的とする施設で、八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の八王子市単独補助の対象として、市長が認定した施設をいう。

(4) 幼児

平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者及び平成26年4月2日以降に生まれ満3歳に達した者で、平成29年4月1日（又は満3歳に達した日）から平成30年3月31日までの間において、特に市長が認めた場合を除き、本市の住民基本台帳に登載され、私立幼稚園等に在籍する者をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含める。

(5) 保護者

幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等への保育料等の納入義務を負う者をいう。

(6) 保育料等

次のア及びイに定めるものをいう。

ア 入園料 園則に規定され、平成29年度の入園に当たって納入すべき額

イ 保育料 園則に規定され、平成29年度中に当該年度分として納入すべき額（月額保育料に在籍する月数を乗じた額）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、保護者とする。ただし、他の区市町村における本補助金と同趣旨の補助制度により補助金を受けた月は、対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、保育料等の納入総額とする。ただし、平成29年度八王子市私立幼稚園等入園料補助金交付要綱に定める入園料の補助を受ける場合は、保育料等の納入総額から当該補助金を控除した金額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、平成29年4月から平成30年3月の間に現に保育料等を納入した月数とする。ただし、途中入園、途中退園、平成29年4月以降に八王子市へ転入した者及び平成29年4月以降に八王子市から転出した者に係る在園期間については、別に定めるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、幼児1人につき、私立幼稚園は別表1、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設は別表2の基準に従い、補助対象期間に補助限度額を乗じて12で除した額とする。ただし、保護者が負担した保育料等が補助基準額を下回る場合は、その額を限度とする。

2 途中入園（市内転居等による転園を含む。ただし、退園月と入園月が重複となる場合は調整する。）の場合は、補助基準額を基に表外下の算出式により算出された額とする（100円未満の端数があるときは四捨五入）。転園を伴わないで市外から転入してきた場合は、補助基準額を上限とし他自治体による既補助決定額（100円未満の端数があるときは四捨五入）との差額とする。

3 児童扶養手当を受給している婚姻によらないひとり親世帯は、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、一般の寡婦・寡夫又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて算出した市民税所得割課税額により、別表1又は別表2の基準に従い、補助対象期間に補助限度額を乗じて12で除した額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする保護者は、別紙様式1に下記の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 在園及び保育料等納入済証明書（様式5）
- (2) 平成29年度市区町村民税課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第6条に規定する申請書に記載すべき事項のうち、(2)、(3)、(4)及び(5)については、本制度の目的に鑑み省略できるものとする。同様の理由から、同条に規定する申請に際し添付すべき書類のうち、事業計画書、予算書及び収支計画書については省略できるものとする。

(申請の期限)

第9条 第8条に定める申請は、当該年度の4月当初から在園している幼児及び5月から9月までの間に途中入園(満3歳到達を含む。)又は八王子市に転入した幼児の保護者にあつては9月末日までに、10月以降に途中入園(満3歳到達を含む。)又は八王子市に転入した幼児の保護者にあつては、翌年の3月22日までにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、申請の期限を当該年度の3月31日まで変更することができる。

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要と認める調査等を行い、その結果、補助金を交付すべきものと認めるとき(補助該当外の場合を含む。)は、速やかに補助金の交付を決定し、別紙様式2により保護者にその旨を通知するものとする。ただし、支払額及び支給の時期については、別に定めるものとする。

(申請及び交付決定内容の変更)

第11条 第8条の規定により申請した保護者又は第10条の規定により交付決定を受けた保護者は、その申請内容又は交付決定内容に変更が生じたときは、規則第10条の規定に基づき、別紙様式4により速やかに市長に届け出なければならない。また、本届出の有無にかかわらず、市長は必要に応じて、申請内容及び交付決定内容についての調査を行い、又は私立幼稚園等に報告を求めることができる。

(交付決定の変更及び通知)

第12条 市長は、第11条の規定による届出、調査又は報告に基づき、補助金の交付額を変更すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の変更を決定し、別紙様式3により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の変更交付決定がなされた場合において、既に変更後の補助額を超過する補助金が支払われているときは、市長は、前項の通知書中に期限を定めて、その超過額の返還を命じるものとする。

(支払額の決定)

第13条 市長は、第10条又は第12条の規定により交付決定した補助金のうち、平成29年4月から9月までの期間(以下「上期分」という)の補助金については平成29年11月に、同年10月から翌年3月までの期間(以下「下期分」という)の補助金については翌年3月に、当該時期までに確認できる在園期間並びに保育料等の納入状況及び他自治体による就園奨励費補助金の補助状況を調査のうえ、支払額を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときには、支払額の決定時期を変更することができる。なお、支払額の決定に当たって、当該時期までに確認できる保育料等の納入額から入園料補助金を控除した額が上期分の補助金額を下回る場合には、その差額分の支払を保留し、翌年3月に支払うことができる。

(支払の時期)

第 14 条 第 13 条の規定に基づき支払額を決定した補助金は、平成 29 年 1 1 月に、下期分の補助にあつては翌年 3 月に支給するものとし、その旨を保護者に連絡するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には支払時期を変更することができる。

(手続の省略)

第 15 条 この補助金の交付の手続については、規則第 12 条及び第 13 条の規定による手続を省略する。

(補助金交付要領)

代 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、別に定める「事務処理要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。